

尼崎市監査公表第9号

出資団体等監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、教育委員会から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により公表します。

令和3年9月14日

尼崎市監査委員	今	西	昭	文
同	藤	川	千	代
同	土	岐	良	二
同	安	浪	順	一

措置通知表

【財政援助団体監査・出資団体監査・指定管理者監査】

1 監査対象団体名	公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団
2 措置を講じた局又は団体	公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団、教育委員会事務局、都市整備局、総合政策局
3 監査結果報告日	令和2年3月24日
4 措置通知日	令和3年9月14日
5 監査結果の内容	<p><u>決算における「事業間の人件費年度末調整」について</u></p> <p>公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団（以下、「事業団」という。）において、長年にわたり、年度末に事業間で合理的な基準に基づかずに人件費（給料手当・臨時雇賃金・福利厚生費・退職給付費用）を増減する振替処理（以下「年度末調整」という。）がなされており、年度末調整後の決算額をもって、理事会・評議員会の承認を受け、本市（団体所管組織及び施設所管組織）等への報告をしている。</p> <p>決算数値（財務諸表）は、公益法人会計基準の「真实性・明瞭性の原則」のとおり、活動実態を正確に表し信頼できるものでなければならないが、年度末調整により、明確な合理的基準・根拠なく意図的に決算数値が修正（人件費と利益）され、健全経営の原点に反する決算操作によって、次のような問題が生じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業団における適切な改善策等の検討、市をはじめとするステークホルダーの各種意思決定、課税所得の適正な算定等において、正確性と信頼性が求められる事業ごとの決算数値を、明確な合理的な基準なく、長年にわたり修正しており、市及び事業団双方の「チェック機能不全」・「ガバナンス不在」と言える状況にある。 ・公益目的事業主体で収支相償が基本であるべき「非公募選定の指定管理事業」の黒字が、自立経営に向けた採算前提事業である「スポーツクラブ事業」及び「猪名川町公募選定の指定管理事業等」の赤字に補てんされている。 <p style="text-align: right;">（事業団、スポーツ推進課、公園維持課、中央地域課）</p> <p><措置を求める事項></p> <p>事業団及び市所管組織は、事の重大さを十分認識し、今年度決算より適正かつ正確な決算処理を行うとともに、それに基づき事業団の経営実態を明らかにし、今後の事業団の経営改善策等について検討するよう求める。</p>

6 措置の内容

【スポーツ振興事業団】

人件費の執行処理について、職員の配置人数、事務量、公益認定時の配賦基準等を基に各事業費に係る従事人数を定めた「人件費配賦基準」を策定し、令和2年度の月例給与から、月ごとに正規職員及び嘱託職員の平均人件費により当該基準に基づく従事人数分を各事業費に計上するようにし、今後、年度末等において、合理的な根拠に基づかない調整は行わないように改めた。

なお、各年度において、自主事業の拡充や廃止等により職員定数が増減する場合や、期中において、退職等により配置人数が変動する場合は、実態の配置人数に基づくなど、合理的な根拠をもって配賦基準を見直すこととする。

また、令和元年度決算については、同年度中の月例給与及び賞与の執行時において、従前の例により便宜的に各事業費に割り振って人件費を計上してきたことから、年度末において当該基準に基づき算出した人件費となるよう振替処理を行った。

今回の指摘事項について、令和2年3月開催の理事会及び6月開催の評議員会において、今後の処理方法も含め、報告を行った。

【スポーツ推進課】

事業団が策定した「人件費配賦基準」が各施設の実配置人数や業務量に基づき明確で合理的な基準になっていることを、職員配置名簿（平成31年度）及び業務量表（事業団作成資料）で確認した。

また、事業団の令和元年度決算において、同基準に基づき人件費が算出されていることについて、確認を行った。

今後は、同基準に基づいた指定管理料等の積算を行うとともに、施策評価等の活用や、事業団理事会監事に事業団を所管する所属職員が就任するなど、スポーツクラブ事業を含む事業団の経営状況について、出資者として積極的に関与していく。

【中央地域課】

事業団が策定した「人件費配賦基準」が各施設の実配置人数に基づいた基準になっていることを、職員配置一覧（令和元年度）で確認した。

また、事業団の令和元年度決算において、同基準に基づき人件費が算出されていることについて、確認を行った。

【公園維持課】

事業団が策定した人件費配賦基準表等により、各施設の人件費が合理的に割振りされていることを確認するとともに、その人件費が収支報告書において計上されている事の確認を行った。今後も、適正な人件費が計上されていることを確認していく。

<記載要領>

- ・ 監査結果報告日：監査の結果を市長に提出した日（事務局が記載する。）
- ・ 措置通知日：局が監査委員に措置の通知をした日（局が記載する。）

措置通知表【財務・行政監査】【指定管理者監査】

1 措置を講じた局	教育委員会事務局
2 監査結果報告日	令和 2年 3月 24日
3 措置通知日	令和 3年 9月 13日
<p>4 監査結果の内容（*監査事務局で記載する。）</p> <p><u>図書館行政における目標設定について</u></p> <p>図書館行政における目標設定について、以下の問題点が見受けられた。</p> <p>(1) 令和元年度策定の教育振興基本計画では、市民1人当たりの貸出冊数が中核市平均と比較して少ないという課題認識が示されており、図書に親しむ機会の創出に向けて取り組むとしているなか、施策評価において、現在は「図書の貸出冊数」という目標指標を設定しているが、他都市と比較した場合の「人口に対する利用者数の割合が小さい」という本市の特質が反映されていないという状態である。</p> <p>(2) 図書等購入事業に係る事務事業シートにおいて、図書館所蔵資料数（＝蔵書冊数）を目標指標としているが、所管組織としては本市の図書収容能力は既に限界の状態であると考えており、蔵書冊数も図書費も増やすことができないことから、蔵書冊数を目標指標とすることには意味がない。</p> <p>(3) 尼崎市立北図書館に指定管理者制度を導入しており、指定管理者の管理運営状況について、毎年度調査の上でモニタリング評価を行っているが、評価の裏付けとなるチェックリストを調査したところ、指定管理者が行う業務の活動評価指標が設定されておらず、不適正なモニタリング評価が確認された。</p> <p>これらは全て、事業効果や業務の達成度を適正・適切に測る指標が設定されておらず、評価の基準が不明瞭であるという問題事例であるが、その背景としては、本市における図書館行政の目的が明確ではないことで、重視すべき施策・取り組むべき課題が曖昧となり、目標指標を設定し難い状況であることが挙げられる。</p> <p><措置を求める事項></p> <p>本市図書館行政の目的を明確にし、実現のための具体的な方策を体系的に整備するとともに、市民ニーズについての調査・分析を踏まえた上で、施策評価、事務事業シート、指定管理者の活動評価といった各種評価において、本市の実情に則した目標指標を設定し、適切・適正な評価及び改善につながる仕組みを構築すること。</p>	
5 措置の内容	<p>令和3年3月に本市図書館行政の目的及び今後の方向性を定めた「尼崎市立図書館基本的運営方針」（以下「運営方針」という。）を策定した。策定にあたっては、市民をはじめとした様々な視点からの意見・要望を聴取し運営方針に反映させることで、可能な限り市民ニーズに応えられるものとした。また、運営方針の実施期間を10年程</p>

度とし、市民 1 人あたりの貸出冊数や来館者数など複数の成果指標を設け、それぞれに目標値を次のとおり設定した。

指標		単位	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和 12 年度)	指標の説明
1	市民 1 人あたり貸出冊数	冊	3.23	7.00	図書館が実施する事業により市民の図書館利用がどれだけ促進されたかを測る指標
2	来館者数	人	518,047	750,000	
3	登録状況				
	新規登録者数	件	5,108	7,500	
	19 歳以下の登録者数	件	31,238	45,000	
4	利用者の満足度	%	64.4	80.0	利用者のニーズにどれだけ応えられているかを図る指標
5	レファレンスの受付件数	件	5,922	9,000	市民や地域の課題解決をどれだけ支援できているかを図る指標

指定管理者の活動評価における指標・目標値については、令和 2 年度よりモニタリング評価のチェックリストを実態に合わせたものとし、活動指標を市民などが北図書館を通じて、読書に携わった数と設定した。また、指定管理者と協議し、運営方針や各種行政評価における評価指標をもとに令和 3 年度の目標値を北図書館における貸出冊数 659,769 冊及び貸出者数に代えて、本の貸出以外でも北図書館で学び集う市民の数も計上した来館者数 322,942 人の設定を確認した。

<記載要領>

- ・ 監査結果報告日：監査の結果を市長に提出した日（事務局が記載する。）
- ・ 措置通知日：局が監査委員に措置の通知をした日（局が記載する。）